

告 示

埼玉県告示第百八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成三十一年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

松本 直美	奈良 一成	砂川 昌子	加藤 高行	脇山 はるみ	医師の氏名
聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	音声・言語機能障害、肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	視覚障害	指定障害区分
耳鼻咽喉科	脳神経外科	内科	耳鼻咽喉科	眼科	診療科名
まつもと耳鼻咽喉科	和光脳神経外科・内科	森・川島病院	医療法人社団協友会八潮中央総合病院	科 医療法人視心会えのき眼科	医療機関の名称
三 熊谷市上之七百四十八	一 和光市丸山台二―二十九	十八―一 比企郡川島町畑中四百七	八潮市南川崎八百四十五	一十一 狭山市南入曾五百六十五	医療機関の所在地
十二日 平成三十一年二月二	十二日 平成三十一年二月二	十二日 平成三十一年二月二	十二日 平成三十一年二月二	十二日 平成三十一年二月二	指定年月日

